

平成24年1月31日判決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、請求人に係る厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による老齢厚生年金(以下「特老厚年金」という。)の平成〇年〇月分につき、厚生年金保険の被保険者期間〇〇〇月をその基礎とする額の支給を求めるということである。

第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によれば、以下の事実が認められる。

1 請求人は、平成〇年〇月〇日に特老厚年金の受給権が発生したが、その以前から引き続き厚生年金保険の被保険者(以下「厚年被保険者」という。)であったため、厚年法附則第11条第1項の規定により、特老厚年金の支給は停止されていた。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格(以下「厚年被保険者資格」という。)を喪失したことから、厚生労働大臣は、同年〇月〇日付で、支給停止されていた特老厚年金について、被保険者期間を〇〇〇月として、同年〇月分から支給停止の解除を行った(以下「原処分」という。)

なお、請求人は、同年〇月〇日に65歳に達し、同日限りで特老厚年金の受給権を失い、併せて老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下「老齢給付」という。)の受給権が発生したので、厚生労働大臣は、同年〇月〇日付で、同年〇月から厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年被保険者期間」という。)〇〇〇月を基礎とする老齢給付を支給する旨の処分をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。その不服の理由は、別紙記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 厚年法第43条第2項は、老齢厚生年金(特老厚年金も含む。)の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であった期間は、その計算の基礎にしないと規定しており、本件記録によれば、請求人に係る特老厚年金の額の計算の基礎となる厚年被保険者期間は〇〇〇月であることが認められる。そして、請求人に係る特老厚年金は、請求人が平成〇年〇月〇日に厚年被保険者資格を喪失したことにより支給停止が解除され、その支給は、厚年法第36条第1項の規定により、支給すべき事由が生じた月の翌月から始まることから、同年〇月から特老厚年金の支給を開始するとした原処分は、上記関係法令の定め に則ってなされたものといえることができる。

そして、厚年法附則第10条は、特老厚年金の受給権は、受給権者が65歳に達したときに消滅すると定めており、厚年法第36条第1項は、年金の支給は権利が消滅した月で終わるものと規定していることから、請求人に係る特老厚年金の受給権は、請求人が65歳に達した同年〇月〇日で消滅するが、同年〇月分は支給されることになる。

2 本件では、平成〇年〇月分の特老厚年金の基礎となる厚年被保険者期間が〇〇〇月であるのか、それとも特老厚年金が支給停止となっていた間の厚年被保険者期間の〇〇月をいわゆる退職改定により加えた〇〇〇月になるのかが問題であるところ、厚年法第43条第3項は、被保険者である受給権者がその被保険者資格を喪失した日から起算して1か月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とする

ものとし、資格を喪失した日から起算して1か月を経過した日の属する月から年金の額を改定すると規定しており、特老厚年金についても同様に解されるものである。

そして、これにより特老厚年金の年金額が改定されるためには、その前提として、保険者資格を喪失した日から1か月を経過した時点において、その受給権者であること、すなわち受給権が存在していることを要するものと解されるのであり、厚年法第43条第3項も、上記のとおり受給権者について規定したものであることが明らかである。したがって、特老厚年金の受給権の消滅後に厚年法第43条第3項の規定による年金額の改定の条件が満たされたとしても、年金額が改定されるものではない。

3 しかるに、本件記録によれば、請求人は昭和〇年〇月〇日生まれであって、平成〇年〇月〇日に65歳に達し、同日をもって特老厚年金についての受給権を失うこと、請求人が厚年被保険者資格を喪失したのは同年〇月〇日であり、同日から1か月を経過した日においては、すでに特老厚年金の受給権者ではないことが認められるのであるから、厚年法第43条第3項の規定による年金額の改定は認められないこととなる。したがって、原処分が、同年〇月分の特老厚年金について、厚年被保険者期間〇〇〇月を基礎として算定したこともまた、上記の関係法令の定めにも則つたものといえることができるのである。

4 請求人は、厚年法では月単位で期間が定められており、〇月に誕生日を迎えたとしても〇月の受給権が消滅するわけではないので、厚年法第43条第3項の規定に基づいて年金額の改定をすべきである旨主張するが、同項は「被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき」と規定しており、また、厚年法附則第10条は、附則第8条の規定による老齢厚生年金の受給権は、「受給権者が65歳に達したときに消滅する。」

と定めていることから、いずれもその定める事由に該当する日をもってそれぞれの法律効果が生じるものと解さざるを得ず、請求人の主張は理由がない。

さらに、請求人は、厚年被保険者の資格喪失から1か月の経過観察期間を経たときは、その1か月を経過した日の属する月から年金額の改定を行うこととされ、実務上も退職改定日は資格喪失日とされているのであるから、資格喪失日後の受給権の消滅にかかわらず退職改定は認められるべきであるとも主張するが、厚年法第43条第3項の規定からしても、前記のとおり、年金額の改定のためには、資格喪失日から1か月を経過した時点において受給権者であることを要するものと解されるのであり、また、法律効果の発生の時期が定められていることと、法律要件事実の具備とは別個の問題であることからしても、請求人の主張は採用できない。

5 請求人は、本件についての日本年金機構の対応を非難し、保険者が本件に関する見解を従前の取扱いに反して変更した旨主張する。本件記録によれば、確かに、請求人の主張するように、年金相談センターや年金ダイヤル、さらには年金事務所やブロック本部、そして日本年金機構本部等の請求人に対する説明が、原処分とは異なる見解によるものであったり、オンラインシステム上でも異なる情報が示されるなどして混乱し、そのため請求人が行った問い合わせに対しても、適切な回答をしなかったり、さらには、本件の原処分がなされ、保険者としての見解が示された後においても、年金の受給者等と直接対応する年金事務所等の担当者の本件の問題についての理解が十分でないことなどが認められるのであって、このような事態は、被保険者の誤解を招き、年金制度やその運用に関する国民の信頼を損なうおそれのあることでもあり、早急に改善を求めたい。ただ、本件に関する保険者の見解に基づいた同様の処分は、本件より前に当審査会に再審査請

求が係属した同種の事案においても、保険者によってなされていることは当審査会に顕著である。

以上によれば、請求人が日本年金機構及び年金事務所等の対応を非難することは理解できるものの、その不適切な対応をもって、上記のように関係法令の定め に則って行われたものと認められる原処分を違法、不当とすることはできない。

- 6 よって、原処分を取り消すことはできず、請求人の再審査請求は認められないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。